

日 銀 業 第 4 3 号
2 0 2 4 年 2 月 1 9 日

直送場所を利用するオンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務
(直送場所)に関する規則」の一部改正に関する件

直送場所における日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」といいます。)を利用した現金受払スキームへの移行(「保管店および直送場所における新たな現金受払スキームへの移行等に伴う「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(保管店における現金受払用)」等の一部改正について」(令和3年12月13日付発第801号))について、今般、直送場所を利用するすべての当座勘定取引先において同スキームへの移行が完了したことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年3月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、日銀ネットを利用した直送場所における当座勘定の払戻に関し、本件改正に伴う事務の変更はありませんので、念のため申し添えます。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係
事務（直送場所）に関する規則」中一部改正

- 第2条第1項を横線のとおり改める。

第2条 日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先（以下「オンライン取引先」という。）は、自己の当座勘定の払戻を直送場所において受ける場合には、日銀ネットにより日本銀行に払戻の請求を行うことができる。

- 第5条第1項第2号中、「払出金額」を「払戻金額」に改める。